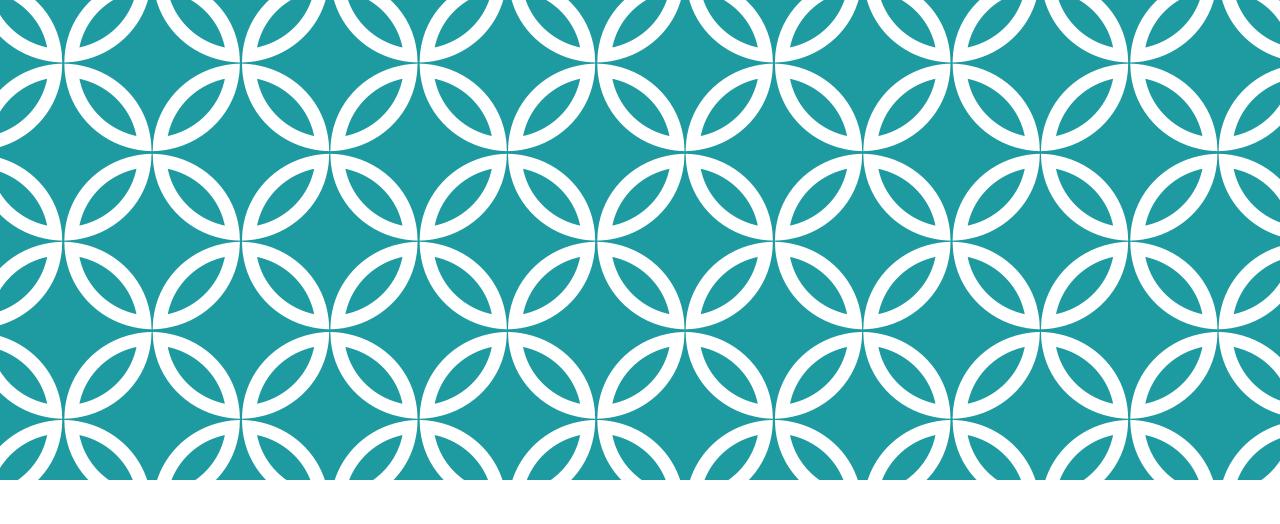


令和6年度報酬改定における主な改正内容 【障がい福祉サービス等】

2024年(令和6年)3月

障がい福祉課 事業者指定・指導担当

1

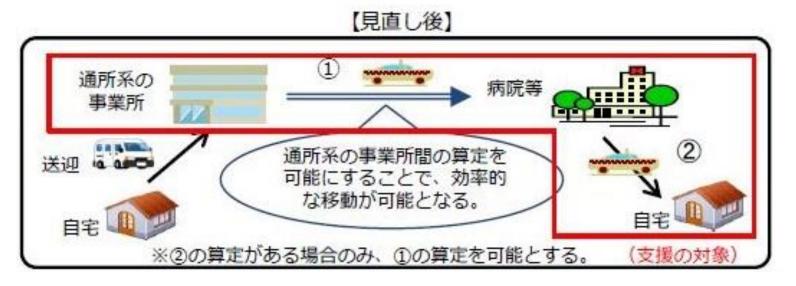


居宅介護

- ・通院等介助等の対象要件の 見直し(居宅介護)
- ・特定事業所加算の加算要件 の見直し

通院等介助等の対象要件の見直し

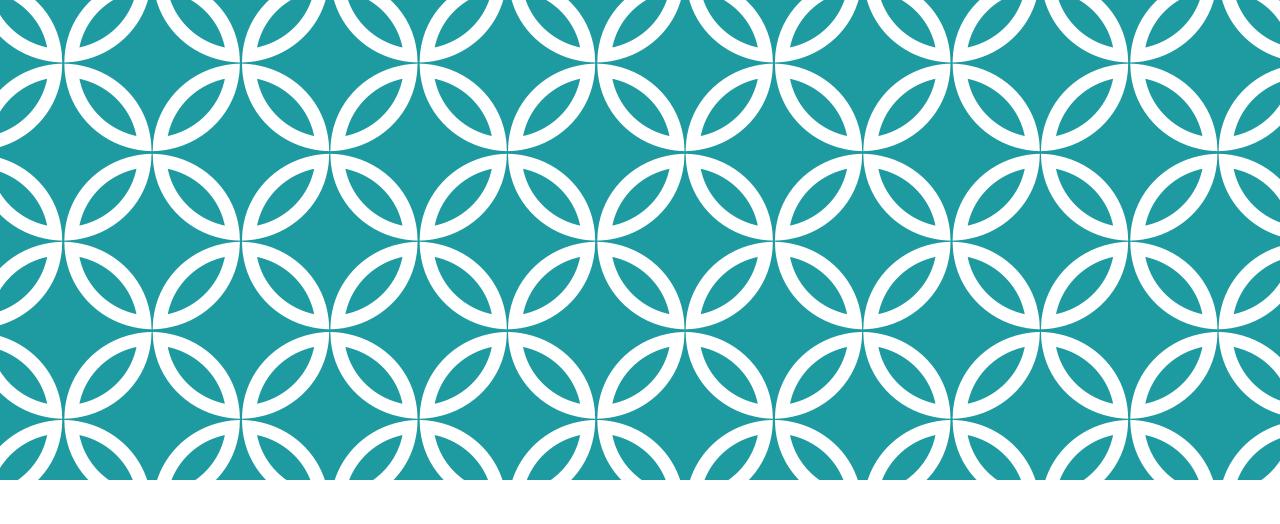
居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点 又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や 地域活動支援センター等から目的地(病院等)への移動等に係る 通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支 援の対象とする。



特定事業所加算の加算要件の見直し

≪現 行≫

- ①サービス提供体制の整備(研修の計画的実施、情報の的確な伝達等)
- ②良質な人材の確保(介護福祉士の割合が30%以上等
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上)
- ④中重度障害者への対応(区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上)
- ≪見直し後≫
- ①及び②(略)
- ③重度障害者への対応(区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに**重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上**)
- ④中重度障害者への対応(区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに**重症心身障害児及び** 医療的ケア児の占める割合が50%以上)
- <u>※令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、**3年間の経過措置を設ける。**</u>



生活介護

- ・基本報酬区分の見直し
- ・延長支援加算の拡充
- ・医療的ケアの体制の充実等

基本報酬区分の見直し①

- ○基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とする ため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に 細やかに設定する。
- ○なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者 等 の配慮として、
- 個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。
- 従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。 (5時間以上7時間未満の利用者は、1日0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、1日0.5人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

※利用定員21人以上30人以下の場合

サービス提供時間	障害支援区分					
	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下	
3時間未満	449単位	333単位	228単位	204単位	185単位	
3時間以上~4時間未満	575単位	427単位	293単位	262単位	236単位	
4時間以上~5時間未満	690単位	512単位	351単位	313単位	284単位	
5時間以上~6時間未満	805単位	597単位	409単位	366単位	332単位	
6時間以上~7時間未満	1,120単位	833単位	570単位	510単位	463単位	
7時間以上~8時間未満	1,150単位	854単位	584単位	523単位	475単位	
8時間以上~9時間未満	1,211単位	915単位	646単位	584単位	536単位	

福祉専門職員配置等加算 (III) 6単位/日

常勤職員が多く配置されている ことや、常勤職員の勤続年数が 長いことを適切に評価するため 福祉専門職員配置等加算(I) 又は(II)と福祉専門職員配置 等加算(II)とを併給可とする

基本報酬区分の見直し②

利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の 運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、障害者支援施設と同様、**利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する**。

延長支援加算の拡充

生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。

※施設入所者については、延長支援加算は算定できない。

【現行】

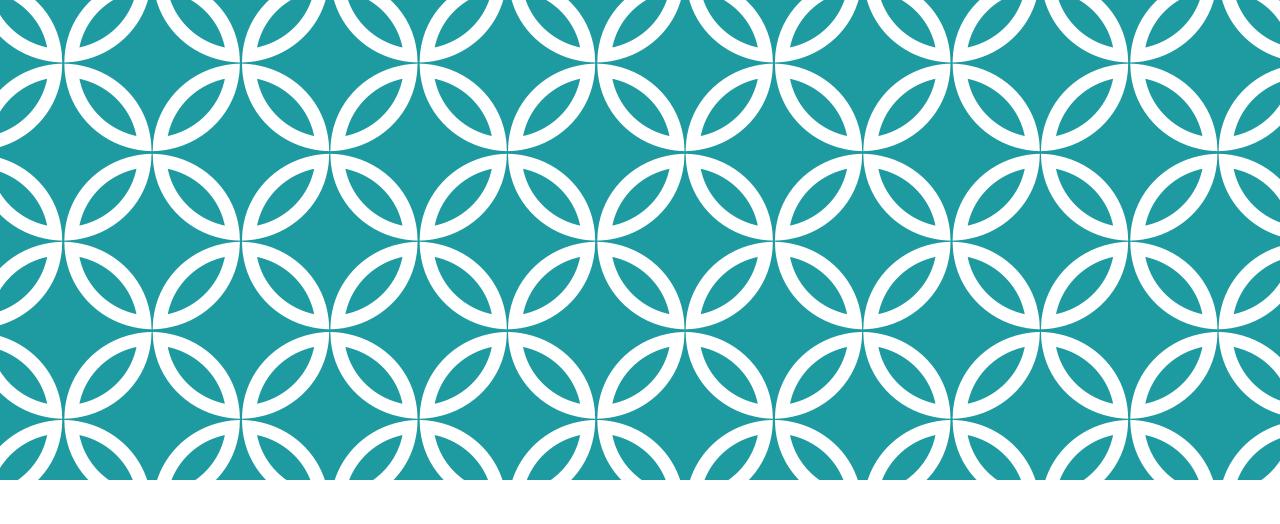
(1) 延長時間1時間未満の場合	61単位/日
(2) 延長時間1時間以上の場合	92単位/日

【見直し後】

(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合	100単位/日
(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合	200単位/日
(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合	300単位/日
(4) 所要時間12時間以上	400単位/日

医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

項目	改定概要
常勤看護職員等配置加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位/日×常勤換算員数等
人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、 より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位/日等
喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】30単位/日
入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】80単位/日
基本報酬の見直し (主に重症心身障害児者対応の多機能 型事業所)	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6~10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位/日等



施設入所支援

- ・基本報酬の見直し
- ・地域移行を推進するための 取組み

基本報酬の見直し

利用定員の変更をしやすくするため、基本報酬の利用定員ごとの報酬設定を、10人ごとに設定。

【現行】

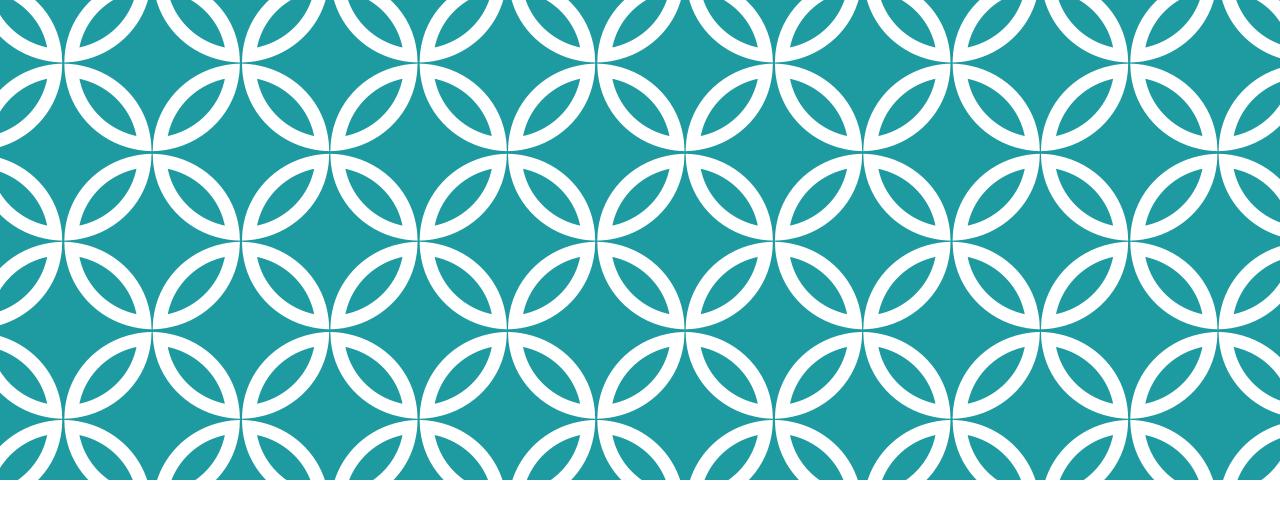
利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	459単位	387単位	312単位	236単位	171単位
41人以上 60人以下	360単位	301単位	239単位	188単位	149単位
61人以上 80人以下	299単位	251単位	201単位	165単位	135単位
81人以上	273単位	226単位	181単位	149単位	128単位

【見直し後】

利用定員	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2以下
40人以下	463単位	392単位	316単位	239単位	174単位
41人以上 50人以下	362単位	303単位	240単位	189単位	150単位
51人以上 60人以下	355単位	297単位	235単位	185単位	147単位
61人以上 70人以下	301単位	252単位	202単位	166単位	137単位
71人以上 80人以下	295単位	247単位	198単位	163単位	133単位
81人以上	273単位	225単位	181単位	150単位	129単位

地域移行を推進するための取組み

項目	改定概要
地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】	入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。60単位/日
地域移行支援体制加算【新設】	前年度において障害者支援施設から地域へ移行し、6か月以上 地域での生活が継続している者が1名以上いる場合かつ入所定 員を1名以上減らした実績を評価する加算を創設。
	例:利用定員が41人以上50人以下、区分6の場合 9単位/日
地域移行等意向確認体制未整備減算【新設】	地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき 5単位を減算する。(令和8年度から減算を実施。)



共同生活援助

- ・基本報酬区分の見直し等
- ・一人暮らし等に向けた支援
- ・退居後における支援の評価

基本報酬区分の見直し等

- ○障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れ などサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ○世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービスの 提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。

介護サービス包括型の例(世話人の配置 6:1以 F)

行】共同生活援助サービス費(Ⅲ) 区分6:583単位 区分5:467単位 区分4:387単位 区分3:298単位 区分2:209単位 区分1以下:170単位(単位/円) 【見直し後】共同生活援助サービス費(I) 区分6:600単位 区分5:456単位 区分4:372単位 区分3:297単位 区分2:188単位 区分1以下:171単位(単位/日)



特定従業者数換算方法(调40時間で換算)で利用者の数に対して一定以上の世話人又は生活支援員が加配されている事業所に対して加算する。

区分4以上 83単位/日 区分3以下 77単位/日 *特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人等を加配

区分4以上 33単位/日 区分3以下 31単位/日 *特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人等を加配



各種

各種

①グループホーム入居中における一人暮らし等に向けた支援の充実

【現 行】 白立牛活支援加算 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度

【見直し後】 (新設) 自立生活支援加算(I) 1,000単位/月 * 6ヶ月。個別支援計画を見直した上で支援を実施。介護サービス包括型、外部サービス利用型が対象。

(現行) 自立生活支援加算(Ⅱ) 500単位/回 * 入居中2回、退居後1回を限度。日中サービス支援型対象

(新設) **自立生活支援加算(皿)** 80単位/日 *移行支援住居。3年間。介護サービス包括型、外部サービス利用型において、共同生活住居単位で実施。

※ 利用者がグループホームの継続的な利用を希望している場合や意思の表明が十分に確認できていない場合、事業所や支援者の都合による場合等については、加算の対象外。

100単位/月 *自立支援加算(Ⅲ)に加算 【新設】 ピアサポート実施加算

【新設】**居住支援連携体制加算 35単位/月、地域居住支援体制強化推進加算 500単位/回**(月1回を限度) *自立支援加算(I)に加算

*移行支援住居の入居者については、自立支援加算(III)として一括して評価。

②グループホーム退居後における支援の評価

【新設】退居後共同生活援助サービス費・退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費 2,000単位/月 *退居後3ヶ月 自立支援加算(I)又は(Ⅲ)を算定した者が対象。

【新設】退居後ピアサポート実施加算 100単位/月 *退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費に加算

1. グループホーム入居中に一人暮らし等を希望した利用者に対する支援

入居前

個別支援計画等の作成



個別支援会議等

グループホーム

介護サービス包括型 ・外部サービス利用型



生活支援





グループホームを利用していく中で、 新たな生活の希望が出てきた場合 (期間の定めはない)

個別支援計画の見直し

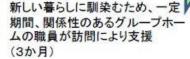


個別支援会議 本人の希望する生活や 意思について共有

自立支援加算(I)

た上で、希望する生活 に向けて住居の確保等

個別支援計画を見直し の支援を受ける(6か月)



退居後共同生活援助サービス費

3. 退居後の支援



居宅介護等

2. グループホーム入居前から一人暮らし等を希望する利用者に対する支援

住まいの確保

個別支援計画等の作成



個別支援会議等

利用前に本人の希望する 生活や意思について共有

グループホーム

・移行支援住居の定員は 2人以上7人以下。



自立支援加算(Ⅲ)



グループワーク等



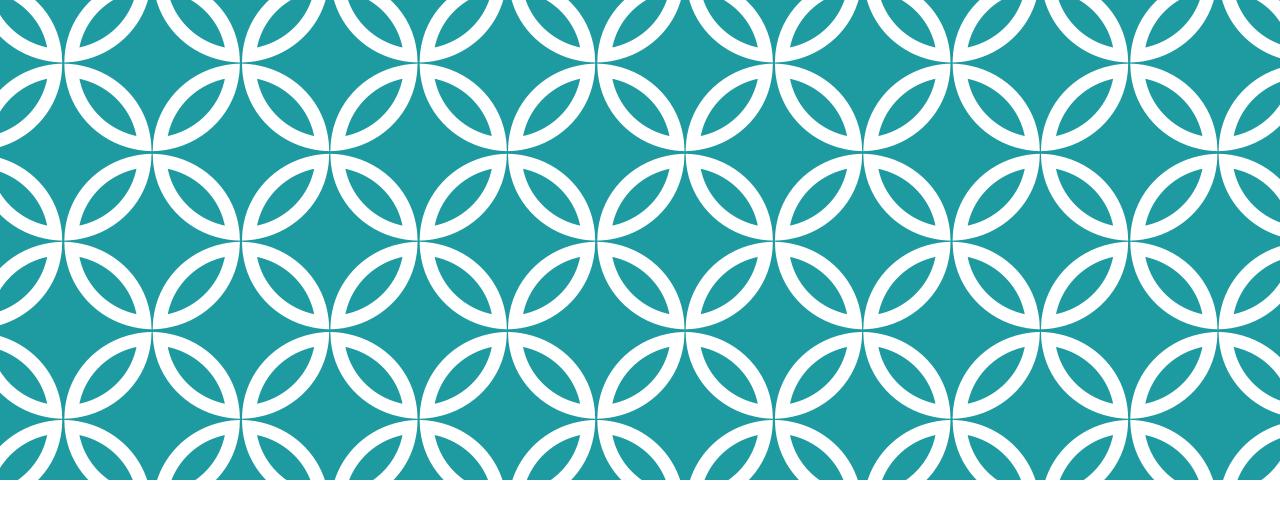
ピアサポート 実施加算

希望する生活を目指す住居の 確保や退居後の生活に向けた 支援を受ける(3年間)

同じ目的を持った仲間と共に

*サービス管理責任者は、ソーシャルワークの専門職(社会福祉十や精神保健福祉十)を常勤専従で7:1以上で配置。 日中からの同行支援や会議体への参加等の居住の確保に関する支援、グループワークによる支援等を評価する。

人暮ら.



就労移行支援

- ・利用定員規模の見直し
- ・支援計画会議実施加算の見直し

就労移行支援事業所の利用定員規模の見 直し

運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、**定員10名** 以上からでも実施可能とする。

≪現行≫

就労移行支援事業所は、20人以上(離島等においては10人以上)の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

≪見直し後≫

就労移行支援事業所は、**10人以上**の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

支援計画会議実施加算の見直し

- 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有すること を条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。
- この加算は地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組であることから、名称を「地域連携会議実施加算」に変更する。

【現行】

【支援計画会議実施加算】583単位/回 (1月につき1回かつ1年につき4回を限度)

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。



【見直し後】

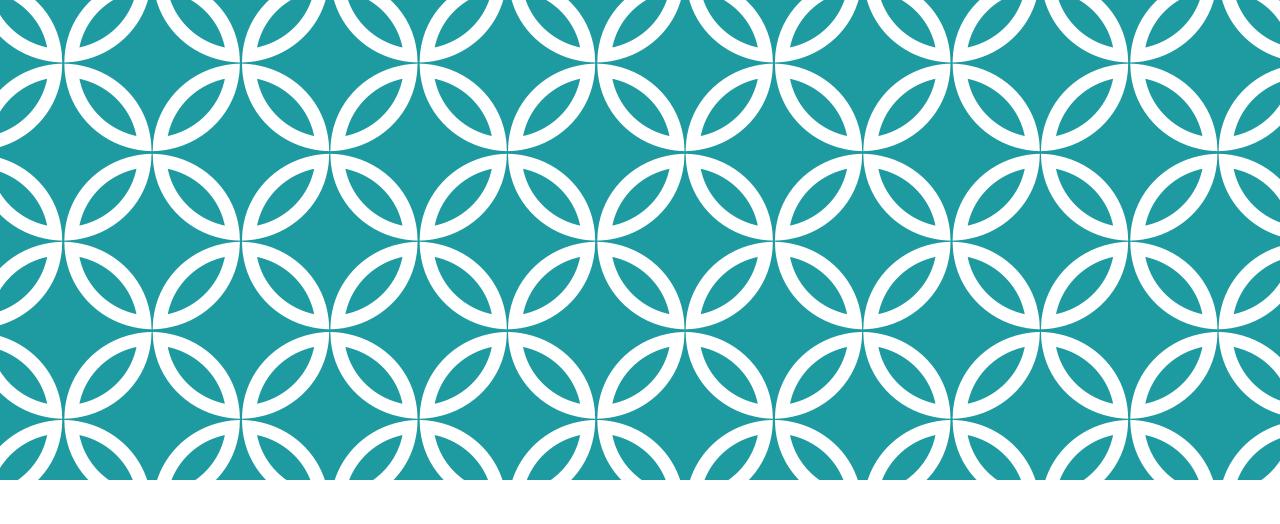
【地域連携会議実施加算】(I)583単位/回

・算定に当たっては、サービス管理責任者の会議参加が必須。

【地域連携会議実施加算】(Ⅱ)408単位/回

・利用者の状況を把握し、支援計画に沿った支援を行う<u>職業指導員、生活支援員又は就労</u>支援員等が会議に参加し、会議の前後にサービス管理責任者に情報を共有した場合に算定。

※算定は(I)(I)合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。



就労継続支援A型

・スコア方式による評価項目 の見直し

スコア方式による評価項目の見直し

【現行】

	評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点~80点で評価
生產活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点~40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点~35点で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点~35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点~10点で評価

【見直し後】

	評価指標	判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点〜 <u>90点</u> で評価
生產活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	<u>- 2 0点~6 0点</u> で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価	0点〜 <u>15点</u> で評価
支援力向上	職員のキャリアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点〜 <u>15点</u> で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点~10点で評価
経営改善計画	経営改善計画の作成状況により評価	_ 5 0点~0点で評価
利用者の知識及び能力向上	利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価	0点~10点で評価

VI 経営改善計画【新規】

(評価要素)

経営改善計画の作成状況

・経営改善計画の作成及び提出の有無

(評価の視点)

指定基準に従った適切な事業運営を行うことは、障害福祉サービス提供事業所として必須事項であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の経営改善計画の作成状況に基づき、スコアの減算方式を導入し、評価。

(評価方法)

【新規】

経営改善計画の作成状況に基づき評価。

経営改善計画を提出期限までに未提出の場合 -50 点

Ⅲ 利用者の知識・能力の向上【新規】

利用者の知識及び能力の向上に向けた 取組の状況

(評価要素)

・利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価

(評価の視点)

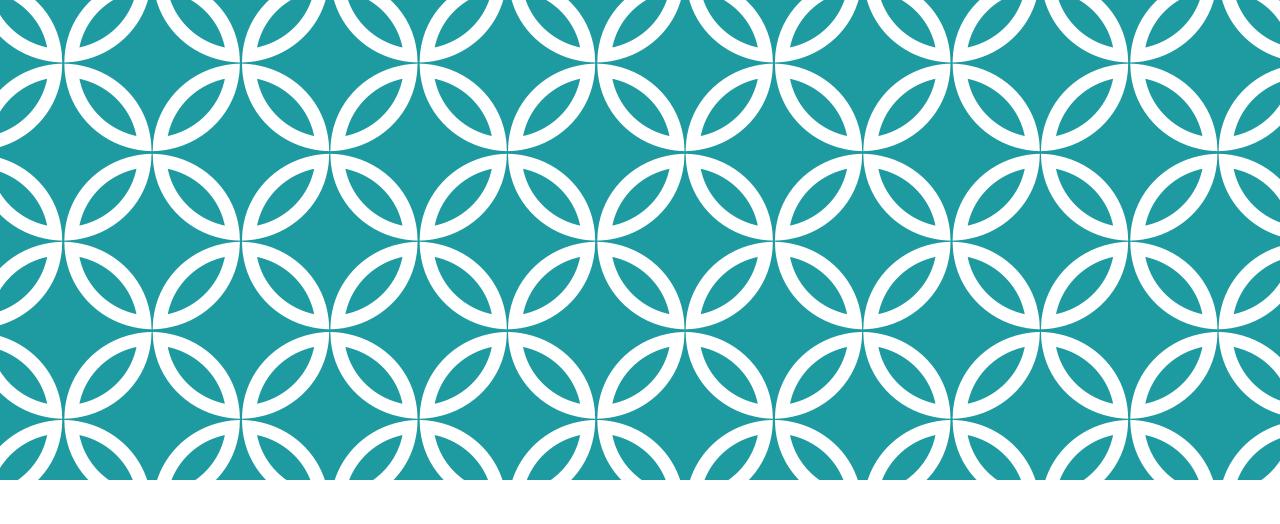
事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況を評価する。

(評価方法)

【新規】

前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。

取組が1以上ある場合: 10点



就労継続支援B型

- ・「平均工賃月額」に応じた報酬体系
- ・平均工賃月額の算定方法の見直し
- ・目標工賃達成指導員配置加算の見直し
- ・目標工賃達成加算の新設

「平均工賃月額」に応じた報酬体系

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系



平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

平均工賃月額に応じた報酬体系につ いて、平均工賃月額が高い区分の基 本報酬の単価を引上げ、低い区分の 単価を引下げる。

多様な利用者への対応を行う事業所 について、さらなる手厚い人員配置 ができるよう、新たに人員配置

「6:1」の報酬体系を創設。

平均工賃月額の算定方法の見直し

【現行】

- ① 前年度の 平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
 - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
 - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
 - ウ 工賃総額 イ ÷工賃支払対象者の総数 ア により1人当たり平均工賃月額を算出
 - ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。
- ② 平均工賃月額の算出は、原則、①の方法によるが、 平均工賃月額の算出から 以下の 場合は、 当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、 当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。
 - ・月の途中において、利用開始又は終了した利用者
 - ・月の途中において、入院又は退院した利用者
 - ・月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者(利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外)
- ③また、以下の場合は、事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する。
 - ・複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者
 - ・人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

【見直し後】

前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。

- 前年度における工賃支払総額を算出
- 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出 前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数
- ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者(イ)÷12月に より、1人当たり平均工賃月額を算出
- ※現行の②・③の算定方法は廃止する。

【現行】

- 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
- ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
- イ 前年度に支払った工賃総額を算出
- (イ):工賃支払対象者の総数(ア)により1人当たり平均工賃月額を算出 ※ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額
- に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。

【見直し後】

【新算定式】

年間工賃支払総額 ÷ (年間延べ利用者数÷年間開所日数) ÷ 12 月

上記算定式の導入に伴い、現行算定方式における除外要件は廃止

【短時間利用減算】 (新設) 所定単位数の70%算定

利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上 である場合(個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長 のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は 短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合 の算定から除外)

目標工賃達成指導員配置加算の見直し 目標工賃達成加算の新設

≪目標工賃達成指導員配置加算の見直し≫

【現行】

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

【見直し後】

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制(職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上)をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

《目標工賃達成加算【新設】≫10単位/日

<u>目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が</u>各都道府県において作成される工賃向上計画に 基づき、**自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。**

就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項

- ①就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価(就労継続支援A型・就労継続支援B型)
- 一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援B型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。
- ②休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応(就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・自立訓練)
- 一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や 医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件や、一般就労中の障害者が休職期間 中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で周知するとともに、 支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

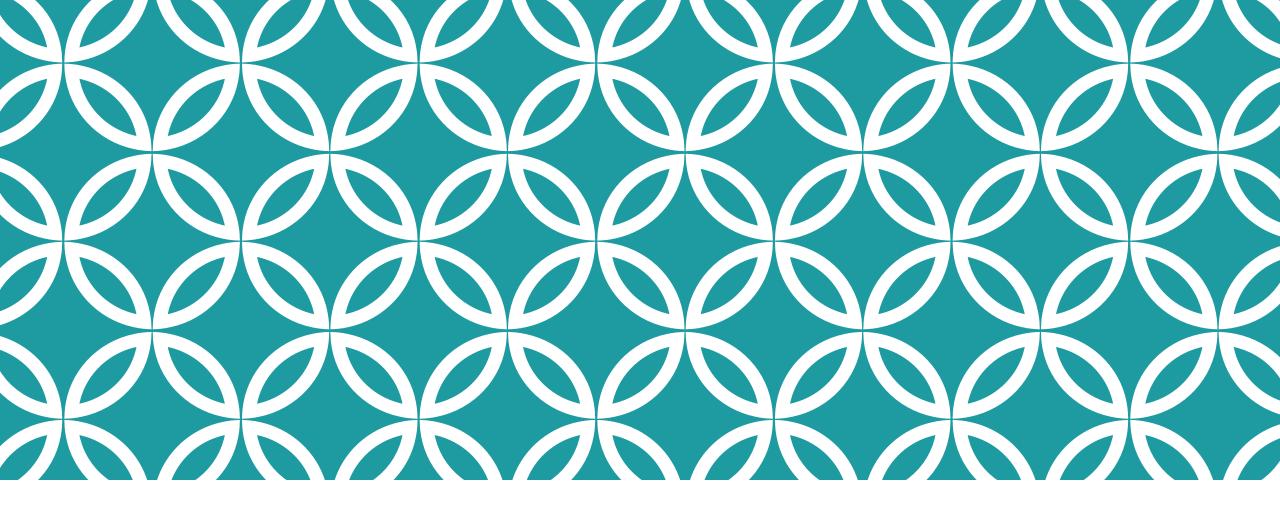
③就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し(就労移行支援・就労継続支援 A 型・就労継続支援 B 型)

地方公共団体の事務負担軽減のため、通知を改正し、報酬請求に当たっては、**施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。**ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。

④基礎的研修開始に伴う対応(就労移行支援及び就労定着支援)

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修(以下「基礎的研修」という。)が開始されることに伴い、**就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とする**ことを通知で明記する。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

⑤施設外支援に関する事務処理の簡素化(就労移行支援及び就労継続支援A型・就労継続支援B型) 施設外支援について、通知を改正し、1ヶ月ごとに個別支援計画について見直しが行われている場合に、 報酬を算定することとする。



計画相談支援障害児相談支援

・相談支援の質の向上や提供 体制を整備するための方策

相談支援の質の向上や提供体制を整備するための方策

①基本報酬等の充実 (算定要件の見直しと単位数の引き上げ)

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、算定要件を追加(※)した上で、基本報酬を引き上げ
 - ※「協議会への定期的な参画」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談 支援体制の強化の取組への参画」を要件に追加

報酬区分	常勤専従の	サービス利用支援費 ※	
	相談支援專門員数	現行	報酬引き上げ
機能強化(1)	4 名以上	1,864単位	2,014単位
機能強化(Ⅱ)	3名以上	1,764単位	1,914単位
機能強化(Ⅲ)	2 名以上	1,672単位	1,822単位
機能強化(IV)	1名以上	1,622単位	1,672単位
機能強化なし		1,522単位	1,572単位

- ※1 継続サービス利用支援費、(継続)障害児支援利用援助費も同様に引き上げ
- ※2 複数事業所の協働による機能強化型報酬の対象事業所の追加

「地域生活支援拠点等を構成する事業所」に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保し、協議会に定期的に参画する事業所」を追加

● 主任相談支援専門員加算

地域の相談支援の中核的な役割を担う相談支援事業所であって、地域の相談支援事業所に助言指導を行う場合に更に評価。

現行	改正後
100単位	(新)300単位(中核的な役割を担う相談支援事業所の場合) 100単位(上記以外)

● 地域体制強化共同支援加算(支援困難事例等の課題の協議会への報告) 算定対象事業所を追加(※2と同じ)

②医療等の多機関連携のための加算の拡充等

● 医療等の多機関連携のための各種加算について、加算の対象となる場面や業務、 連携対象の追加(訪問看護事業所)、算定回数などの評価の見直しを行う。

面談・会議

・医療機関、保育、教育機関等との面談・会議



利用者の通院に同行し 必要な情報提供を実施

情報提供

・関係機関に対して文稿 により情報提供を実施















加算名	算定場面	現行	改正後
医療・保育・ 教育機関等連 携加算	面談・会議	100単位	計画作成月: 200単位 モニタリング月: 300単位
	(新)通院同行	<u>5</u> 29	300単位
	(新)情報提供		150単位
集中支援加算	訪問、会議開催、参加	各300単位	同左
	(新) 通院同行	(300単位
	(新)情報提供		150単位
その他加算	訪問	200·300単位	300単位
	情報提供	100単位	150単位

- ※通院同行は各病院1回最大3回、情報提供は病院・それ以外で各1回算定可
- 要医療児者支援体制加算等医療的ケアを必要とする障害児者等を支援する事業所を更に評価。

加算名	現行	改正後
要医療児者支援体制加算 行動障害支援体制加算 精神障害者支援体制加算	35単位	対象者あり:60単位 対象者なし:30単位
(新)高次脳機能障害者支援体制加算	<u>(=1-</u>	

● 支給決定に際して市町村に提出された意思意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨周知。